

毎年3月は自殺対策強化月間です

問合せ 健康増進課 ☎(42)8421

●令和6年には全国で20,320人が自殺で亡くなっています。

自殺は誰にでも起こり得る問題です

自殺は、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや障がい、DV、ハラスメント、差別などによる孤独・孤立など、さまざまな社会的要因によっても引き起こされます。

誰も自殺に追い込まれることのない

社会の実現を目指して

世界保健機関（WHO）は「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」とであると明言しており、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

自分を大切にすることはもちろん、周囲の人に目を向けて、ちょっとした変化に「気づき」、そして「声をかけること」は、自殺を引き留めることにつながります。

●1人で悩まないで、困ったときの相談窓口

悩んだり、問題を抱えたときは、一人で抱え込まないことが大切です。専門家によるこころの相談窓口があります。自分では、あるいは人から見たら大したことはないと思っても、こころの辛さは人それぞれです。まずは話してみてください。みなさまのこころが軽くなるように、寄り添います。

【こころの相談に関する窓口】

相談窓口	電話番号	詳細情報
こころの相談（健康増進課）	0480(42)8421	相談時間などはこちら 
埼玉いのちの電話	048(645)4343	
チャイルドライン (18歳以下の子ども専用)	0120(783)556	
こころのサポート@埼玉 (LINEで心理カウンセラーに相談できます)	0120(99)7777 (その他チャットあり)	毎日19:00~23:00 (受付は終了30分前まで)
	LINE 友達登録 	

駅近！月極駐車場に空きあります！

申込み順です。お申し込みはお早めに！
詳細は、市ホームページをご覧ください。

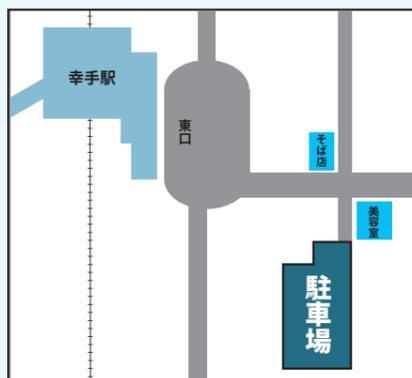


◀詳細はこちら！



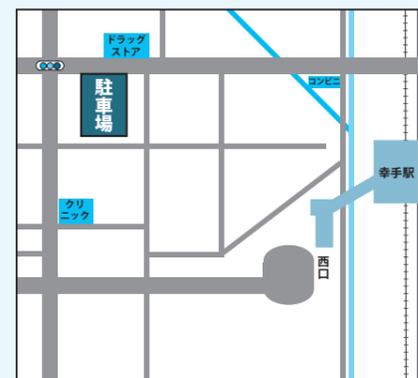
ようさんれん 養蚕連跡地 (幸手駅まで徒歩4分)

●月額 7,000円



南3丁目地内 (幸手駅まで徒歩7分)

●月額 5,000円



申込み・問合せ 土地開発公社事務局(契約管財課内) ☎(43)1111 内線264

公的年金からの年金天引き(特別徴収)制度

市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、年金からの天引き(特別徴収)により納めている人は、引き続き特別徴収します。

市民税・県民税・森林環境税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線134

4月からの市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

現在、市民税・県民税・森林環境税を特別徴収で納めている人は、前年度に年金から徴収した税額の半分を4・6・8月の3回に分けて、年金から仮徴収します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、また特別徴収される市民税・県民税・森林環境税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、特別徴収が中止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

国民健康保険税

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線143

4月からの保険税の特別徴収

現在、保険税を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険税と原則同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険税の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当する人

- (1) 世帯主が国民健康保険に加入している人
- (2) 世帯の国民健康保険加入者の全員が年齢65歳~74歳の人
- (3) 世帯主の年間の年金受給額が18万円以上の人
- (4) 国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金受給額(対象については以下の例参照)の2分の1以下の人

【対象公的年金の優先順位の例】

1位：老齢基礎年金 2位：老齢・退職年金 3位：障害年金および遺族年金など
※令和8年度中に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。
※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。

後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線147

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険料と原則同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険料の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当する人

- (1) 後期高齢者医療制度に加入している人
- (2) 年間の年金受給額が18万円以上の人
- (3) 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額(対象については国民健康保険税の例参照)の2分の1以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。

介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2月の年金から徴収した保険料と原則同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険料の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当する人

- (1) 介護保険第1号被保険者
- (2) 年間の年金受給額が18万円以上の人

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。